

前文

「会津のひとが 会津でつくり 会津でひらく」と謳う「あいづ朝市」は、会津在住の人々が会津で生産・加工・創作した産物を消費者に提供し、共に豊かな暮らしを営む場である。会津は豊かな自然や土壌、水に恵まれ、優れた食と文化を生み出している場所である。私たちはこの地で自らを養い自然環境と関わり合いながら、次世代に引き継ぐ責任を負っている。そのためにあいづ朝市を通じて、土壌、自然生態系、人々の健康を持続させる農業生産システムである有機農業を会津で広めていくことを目指し、実践していく。

有機農業の基本的な定義は IFOAM が定める定義に基づく。

「有機農業は、土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。それは、地域の自然生態系の営み、生物多様性と循環に根差すものであり、これに悪影響を及ぼす投入物の使用を避けて行われる。有機農業は、伝統と革新と科学を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い、そして、関係するすべての生物と人間の間に公正な関係を築くと共に生命（いのち）・生活（くらし）の質を高める。」

生産の基本姿勢

1. 土壌管理

a) 土づくりを基本とした農業

土壌中の微生物の繁殖、土壌の団粒化、通気性および保水性の向上等、作物のための環境を向上させるために輪作を心がけ、有機質肥料等を用いた地力の維持向上に努める。

ただし堆肥・有機質肥料といえども、環境に悪影響を及ぼすような過度の肥料投入を行わない。

b) 地域全体で物質循環および環境保全に取り組む

畜産排泄物、稲わら等、有機物質の地域内循環を心がけ、地域全体の環境保全に取り組む。

2. 作物管理

a) 適地適作

作物の旬を基本とし、輪作を心がけ、地域の気候・風土に適した栽培に取り組む。

b) 種子・種苗および床土の自家生産の推奨

種子の自家採取、種苗（苗木、穂木、台木を含む）の自家生産、床土の自家配合を推奨する。また購入もしくは他から入手する場合は、その栽培暦の収集に努める。また、遺伝子操作された種苗は使用しない。

c)化学肥料を使用しない

化学的に合成された肥料は使用しないこと。

3. 水管理

a)持続性のある水資源の管理

栽培に取り組むにあたって持続性のある水資源の管理と安全性を維持することに努める。

4. 生態系管理

a)除草剤は使用しない

除草剤は使用しない。ただし現状において、米穀における初期1回の使用はやむを得ないものとする。その場合有機農産物相当とは認められない。また、畦畔などほ場の周辺でも除草剤は使用しない。

b)土壌消毒は行なわない

土壌中における生物性および物理性を保持するために、化学合成農薬による土壌消毒はほ場には行なわない。土壌消毒とは、土壌殺虫、土壌殺菌、土壌殺線虫、雑草の発芽防止のために行なう行為を言う。

c)周辺の生態系保全に努める

周辺の生態系保全に配慮した栽培、土地開発に努める。

5. 病害虫管理

a)生態系の原則に従った管理

土壌が健康になることに努め生態系の原則に従って作物を管理することで、病害虫の発生を最小に抑えること。

b)農薬は使用しない

化学合成農薬はいっさい使用しないこと。しかし、やむを得ない場合に限り、必要最少限使用できることとする。ただしその場合は有機農産物相当とは認められない。

6. 汚染・汚染物質管理

a)汚染対策

当基準を満たさない他のほ場と隣接する場合には、緩衝地帯、道路等によって明確に区分するとともに、農薬飛散等の影響が生じないように、防風ネットの設置、境界域における作物栽培等、可能な限り適切な対策を講じるものとする。

7. 収穫と梱包

収穫後は汚染されないように、収穫物は適正に保管、調整、梱包すること。慣行農業に使われる農薬等を適正に管理すること。梱包材は環境への影響を配慮しなるべく簡易にすること。

8. 洗浄、消毒、下水設備

有機生産の為に認証された洗浄と消毒用薬剤だけが使用できる。

9. 社会的公正性

雇用は労働基準法及びその関連法・施行規則などに則っていなければならない。

10.文書と記録

個々の生産者は下記の閲覧可能で適切な記録集を備えていなければならない。

- a. ほ場地図、栽培作物と作付の場所
- b. 農場に投入されたすべての資材や肥料の購入物の記録
- c. 栽培履歴の記録